

# 栃木県消防団協力事業所表示制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県下の消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体を広く紹介することにより、消防団活動に対する理解を深め、もって地域消防防災力の充実強化等の推進を図ることを目的として、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- ② 消防団協力事業所 知事が消防団活動に積極的に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- ③ 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「栃木県表示証」という。）をいう。

## (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、栃木県消防団協力事業所認定申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、当該事業所等の所在地を管轄する市町の長に申請する。当該認定申請書を受理した市町の長は推薦状（別記様式第1号の2）を添付して、知事に申請書を送付するものとする。

2 市町の長は、その管内に所在する事業所等のうち協力事業所にふさわしいと認めるものについて、栃木県消防団協力事業所認定推薦書（別記様式第2号）に必要な書類を添付して、知事に提出することができる。

## (認定基準)

第4条 知事は、次の第1号の条件に適合し、かつ、第2号から第4号までのいずれかの条件に適合すると認めるときは、協力事業所として認定できるものとする。

- ① 従業員が消防団員として相当数入団している事業所等であって、市町が認定する消防団協力事業所として認定を受けていること。ただし、従業員である消防団員が複数の市町の消防団に所属している場合は、市町の消防団協力事業所の認定を必要としない。
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- ③ 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、知事が特に優良と認める事業所等

## (審査)

第5条 知事は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- ① 第3条各項に定める送付又は提出があった場合
- ② 知事が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

## (表示証の交付)

第6条 知事は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所等は除く。）に栃木県表示証（別記様式第3号）を交付するものとする。

### (栃木県表示証の表示)

第7条 協力事業所は、前条の規定により交付された栃木県表示証又はその複写物を、次の方法により表示することができる。

- ① 栃木県表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
  - ② パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
- 2 表示できる栃木県表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第3号のほか、別記様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

### (認定内容の変更等)

第8条 協力事業所の代表者は、当該協力事業所の所在地又は名称に変更を生じたとき、及び当該協力事業所が認定基準に適合しなくなったときは、当該変更を生じ、及び適合しなくなった日から30日以内に、栃木県消防団協力事業所変更等届出書(別記様式第4号)に当該変更等の内容を証する書類を添付して、知事に提出するものとする。

### (表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。

- 2 栃木県表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。
- 3 知事は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。
- 4 協力事業所の代表者は、前項に定める認定の更新を受けようとするときは、原則として当該期間が満了する日の2月前までに、栃木県消防団協力事業所認定更新申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付して、第3条第1項に準じて知事に申請するものとする。

### (認定の取消し)

第10条 知事は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により栃木県表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、知事は、相手方に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を知事へ返還するとともに、その他の表示を取りやめなければならない。

### (協力事業所の公表)

第11条 知事は、協力事業所の名称、所在地、認定基準への適合状況、その他地域の消防防災体制の充実強化への寄与状況について、県が有する広報紙、ホームページその他の広報媒体により公表できるものとする。

### (その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月4日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月15日から施行する。